



鏡支所だより

—第197号—

発行日 令和5年9月1日

発刊 八代市鏡支所

編集 鏡支所地域振興課

TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(7月末現在)

		()は前月比
【世帯数】	6,133	世帯 (45)
【人口数】	14,010	人 (46)
	男 6,602	人 (27)
	女 7,408	人 (19)

市の発展に寄与

八代市有功者表彰

8月1日、八代市役所本庁舎で八代市有功者表彰式が行われました。

これは、毎年8月1日の市制施行記念日に市政に功績のあった人を称えて表彰を行うもので、今年は消防団分団長などを中心に39人が表彰を受けられました。

鏡町からは、養田道男さん(宝出)と梅田恭佑さん(中区)が受賞されました。おめでとうございます。



▲有功者表彰を受賞された皆様

ジョブカフェやつしろ出張相談会

皆さんの『働くこと』をお手伝いします

就職を希望される方はどなたでもご相談ください。

日時：9月14日(木)

午後1時30分～午後4時

場所：鏡支所1階会議室

出張相談会は、今後も毎月第二木曜日に開催予定です。それ以外の平日にも、県南広域本部1階のジョブカフェやつしろにて、仕事に関するいろいろな相談を受けています。お気軽にご利用ください。

問合せ ジョブカフェやつしろ

☎33-3756

9月1日は防災の日です

防災マップの確認や備蓄品などの日頃の備えが大切です。八代市防災マップ

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/bousai/kiji0035205/index.html>



様々な防災情報収集の手段について ~災害時に備え、ぜひ登録、ご利用ください~。

①防災アプリ「@infoCanal」

スマホアプリ「@infoCanal (アットインフォカナル)」では、防災情報などをアプリで確認することができます。

地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

▼登録はこちらから



Apple Store用



Google Play用



②登録制メール(地域別の情報発信)

登録されたメールアドレスにメールを配信します。

地域登録を行うと、必要な地域の情報だけを受け取ることができるようになります。

▼登録はこちらから



※左のQRコードを読み取るか、
bousai.yatsushiro-city
@raidens2.ktaiwork.jp
を直接入力して、空メールを送信してください。

「alert@ns2.yatsushiro.org」からメールを受信できるように設定してください。

問合せ：危機管理課 ☎33-4112 / 地域振興課 ☎52-2131

「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」のお知らせ

日時： 令和5年9月23日（土）午前10時～午後4時
場所： 熊本県司法書士会館
（熊本市中央区大江四丁目4番34号）
相談料： 無料
方法： 面談相談（要予約、予約電話番号096-364-2889）
電話相談（当日相談専用電話番号096-364-0800）

問合せ：熊本県司法書士会事務局
☎096-364-2889

資源物の分別品目における排出方法について(お願い)

下記の品目は、集積所に回収容器がありません。
排出される場合は、周辺への飛散防止のため、ひもで十字に結束するか、紙袋に入れて出してください。

- ・紙製容器包装
- ・段ボール
- ・雑誌、紙類
- ・新聞、チラシ

問合せ：市民サービス係 ☎52-1116

安全講習会が開かれました

8月18日（金）、鏡コミュニティセンターにて鏡まちづくり協議会が主催する安全講習会が開催されました。警察の方からの講話と寸劇の後は、体験コーナーも盛況でした。講話の中で「電話でお金詐欺」の実際の録音音声の紹介があり、電話によるお金の話は詐欺だと思つように注意を呼びかけられました。交通安全に関しては、特に自転車の交通ルールについて教わりました。大人が率先してヘルメットを装着してくださいとのことでした。



私有地の適正管理をお願いします

八代市では、「環境美化の推進に関する条例」に基づき、空き地などに生い茂った雑草等による「害虫発生」「不法投棄」「枯れ草火災」などを防止するため、土地の所有者や管理者の皆さんに空き地等の適正管理をお願いしています。

●適正管理を怠ると、以下のような事態に繋がる恐れがあります。

- ◆雑草等の生い茂りを放置すれば・・・
 - ・害虫の発生
 - ・不法投棄の誘発
 - ・火災の発生
- ◆道路に隣接する住宅地等から、庭木・生垣・雑草・竹などが道路や歩道にはみ出していると・・・
 - ・道幅が狭くなり、車両や歩行者などの通行の妨げになる
 - ・私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生
 - 所有者や管理者の方が責任を問われることも・・・
- ◆地域住民からの苦情、近隣トラブル

土地の所有者や管理者の皆さんにおかれましては、適切な時期に、刈り取り、剪定等を実施していただきますようお願いいたします。

◆問合せ：市民サービス係 ☎52-1116



秋の全国交通安全運動



運動期間 令和5年9月21日（木）から30日（土）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 令和5年9月30日（土）

運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



人（ひと）は等（ひと）しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～